

## 令和 2 年度ごみ排出量および目標達成状況について

## 1 一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条の規定に基づき、平成 27 年 3 月に、本審議会でのご意見も踏まえ、平成 27 年度から 37 年度（令和 7 年度）までを計画期間とする一般廃棄物の処理に関する計画を策定し、令和 3 年 3 月に同計画を見直している。

本計画では、ごみ減量やリサイクル率について目標を掲げるとともに、その目標を達成するための個別施策について記載しており、原則として毎年度事業評価シートによる現状分析および評価を行いながら、事業の進捗状況を点検することとしている。

## 2 本計画で掲げる各種目標に対する実績と評価

(1) 一人 1 日当たりのごみ排出量（公共系、民間施設搬入分を除く。）

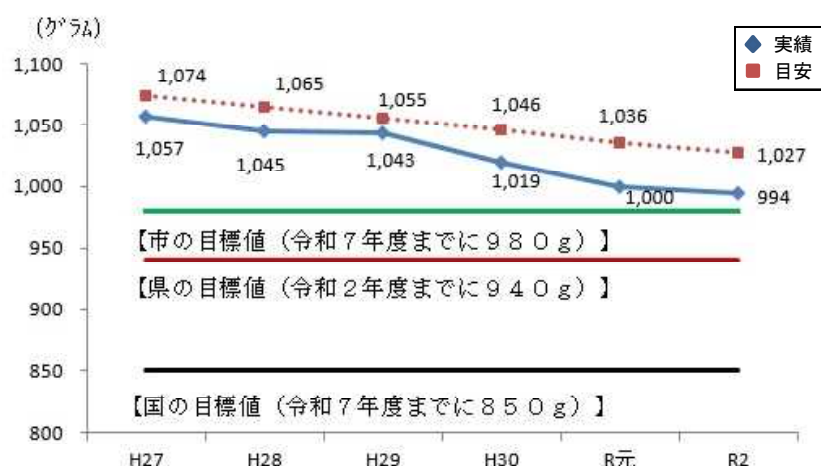
## 【目 標】

一人 1 日当たりのごみ排出量（公共系、民間施設搬入分を除く。）  
令和 7 年度までに、平成 25 年度比で約 10% 削減する。  
(1,084 グラム ⇒ 約 980 グラム)

## 【実 績】

	家庭ごみ等	粗大ごみ	資源化物	水銀含有ごみ	計	実績	目安※
H27	101,961 t	3,525 t	17,365 t		122,851 t	<b>1,057 g</b>	1,074 g
H28	100,651 t	3,230 t	16,466 t	5 t	120,352 t	<b>1,045 g</b>	1,065 g
H29	99,496 t	3,790 t	15,849 t	15 t	119,150 t	<b>1,043 g</b>	1,055 g
H30	96,115 t	3,933 t	15,372 t	16 t	115,436 t	<b>1,019 g</b>	1,046 g
R元	94,364 t	3,787 t	14,495 t	17 t	112,663 t	<b>1,000 g</b>	1,036 g
R2	92,803 t	4,159 t	14,017 t	16 t	110,995 t	<b>994 g</b>	1,027 g

※令和 7 年度までに目標達成するとした場合に当該途中年度で到達すべき値の目安



## 【評 価】

令和 2 年度の家庭系、事業系の資源化物を含めたごみ排出量は、前年度比 6 グラム減の 994 グラムとなっており、引き続き、市民、事業所に対し資源化物も含めたごみの発生抑制の周知・啓発を継続することとする。

(2) 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物、水銀含有ごみを除く。）

【目 標】

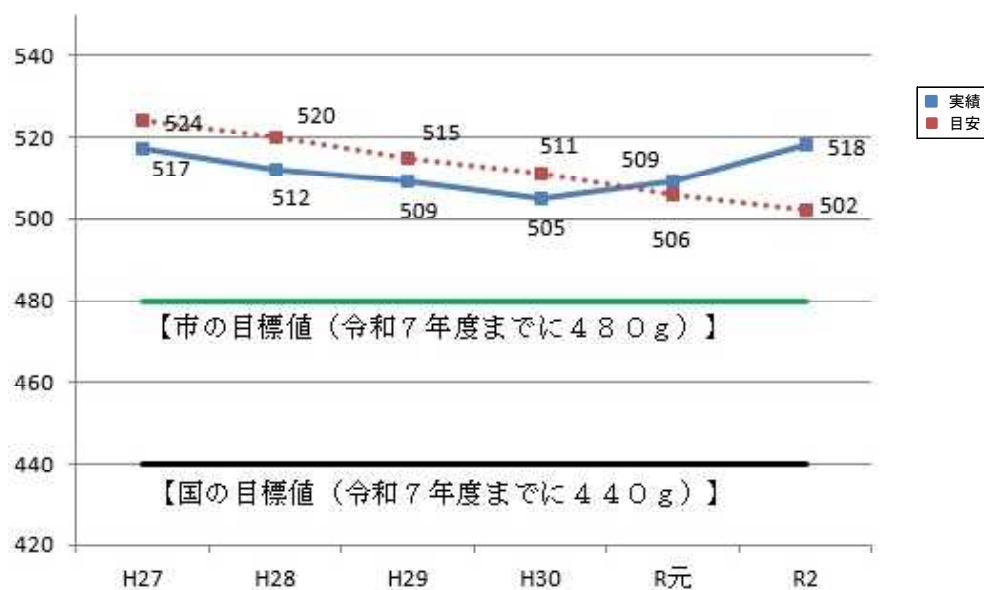
一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物、水銀含有ごみを除く。）  
 令和7年度までに、平成25年度比で約10%削減する。  
 （527グラム ⇒ 約480グラム）

【実 績】

	家庭ごみ	粗大ごみ	計	実績	目安※
H27	59,624 t	519 t	60,143 t	<b>517 g</b>	524 g
H28	58,460 t	481 t	58,941 t	<b>512 g</b>	520 g
H29	57,601 t	484 t	58,085 t	<b>509 g</b>	515 g
H30	56,583 t	544 t	57,127 t	<b>505 g</b>	511 g
R元	56,840 t	527 t	57,367 t	<b>509 g</b>	506 g
R2	57,289 t	588 t	57,877 t	<b>518 g</b>	502 g

※令和7年度までに目標達成するとした場合に当該途中年度で到達すべき値の目安

(グラム)



【評 価】

令和2年度の家庭系ごみ排出量（資源化物および水銀含有ごみを除く）は、前年度比9グラム増の518グラムとなっている。

これは、6月の排出量が有料化前の排出量と同程度までに大幅に増加したことによるものであり、新型コロナウイルス感染症拡大による影響ととらえている。

今後も、引き続き目標達成に向け、効果の高い減量施策を実施する必要がある。

(3) 事業系ごみ排出量（資源化物を除く。）

【目標】

事業系ごみ排出量（資源化物を除く。） 令和7年度までに、平成25年度比で約17%削減する。 （45,559トン ⇒ 約38,000トン）
--

【実績】

	事業ごみ	粗大ごみ	実績	目安※
H27	42,337 t	3,006 t	<b>45,343 t</b>	45,458 t
H28	42,191 t	2,749 t	<b>44,940 t</b>	45,012 t
H29	41,881 t	3,306 t	<b>45,187 t</b>	44,566 t
H30	39,532 t	3,389 t	<b>42,921 t</b>	44,120 t
R元	37,524 t	3,260 t	<b>40,784 t</b>	43,674 t
R2	35,514 t	3,571 t	<b>39,085 t</b>	40,320 t

※令和7年度までに目標達成とした場合に当該途中年度で到達すべき値の目安



【評価】

令和2年度の事業系ごみ排出量（資源化物を除く）は、前年度比1,699トン減の39,085トンとなっている。

平成29年8月から継続して、生ごみをメタンガス化する事業を開始した再生活用業者へ資源化物として生ごみを搬入する事業所が増加したことや、総合環境センターへ事業ごみを搬入する収集車の積載物を展開する検査の強化、継続的な事業所訪問指導等により、事業系ごみの減量、分別が推進されたものと考えている。

引き続き、食品関連事業者等に対し再生活用業者の利用を呼びかけるとともに、事業所訪問指導時の事業形態に応じたごみ減量、分別方法の周知を継続することとする。

(4) リサイクル率（民間施設搬入分を含む。）

【目 標】

リサイクル率（民間施設搬入分を含む。）  
令和7年度までに、約38%を達成する。  
(32.1% ⇒ 約38%)

【実 績】

	実績	目安※
H27	30.8%	30.7%
H28	28.9%	31.4%
H29	29.2%	32.1%
H30	30.9%	32.8%
R元	31.4%	33.6%
R2	30.3%	34.3%

※令和7年度までに目標達成するとした場合に当該途中年度で到達すべき値の目安



【評 価】

令和2年度のリサイクル率は、前年度比1.1ポイント減の30.3%となっており、昨年度より数値が下がっている。

ペーパーレス化などによる古紙排出量の減少といった社会的要因もあるが、引き続き、家庭における古紙分別の徹底を啓発していくとともに、事業者に対しては、生ごみの再生活用について、さらに周知・促進していく必要がある。